

○経済産業省令第 号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項、第三条の三第三項及び第三条の八第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 齋藤 健

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める

「新設」

要件)

第四条の二 法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあっては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合を除く。）にあつては第三号をそれぞれ除く。）とする。

一 当該中小企業者が、信用保証協会に対する

保証の委託の申込みの日（以下「申込日」という。）以前二年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が二年間に満たない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類（第四号イにおいて「貸借対照表等」という。）を当該金融機関の求めに応じて提出していること。

二 申込日の直前の決算における貸借対照表（次号において単に「貸借対照表」という。）上、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。以下この号及び第四号ロにおいて同じ。）への貸付金その他の金銭債権（当

該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。第四号ロにおいて同じ。

）がなく、かつ、申込日の直前の決算における損益計算書（株主資本等変動計算書を含む。第四号ロにおいて同じ。）上、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払（第四号ロにおいて「役員報酬等」という。）が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

三 貸借対照表上の純資産の額が零以上であること又は当該中小企業者の申込日の直前の二期の決算における損益計算書上の経常利益の額に減価償却費を加えた額が連続して零未満

でないこと。

四 次に掲げる事項を誓約する書面を提出して
いること。

イ 申込日以降、貸借対照表等を当該金融機
関の求めに応じて提出すること。

ロ 申込日を含む事業年度以降の決算におけ
る貸借対照表上、当該中小企業者の代表者
への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ
、申込日を含む事業年度以降の決算におけ
る損益計算書上、当該中小企業者の代表者
への役員報酬等が社会通念上相当と認めら
れる額を超えないこと。

五 当該中小企業者が、信用保証協会が行う債

務の保証に係る保証料（保証の対価として中
小企業者が信用保証協会に支払う金銭をい
う。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第
三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促
進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第
二百七号）第六条第二項、下請中小企業振興
法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第
二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業
振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十
六号）第十条第二項、中小企業における労働
力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため
の雇用管理の改善の促進に関する法律施行令
（平成三年政令第二百四十四号）第三条第二

項、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）第二項、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十三条第二項、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第六条第二項、第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）第六条の第二項、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項及び第二十八条第二項、地域再生法施行令（平成十七年政令第百五

十一号) 第十六条第二項、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令(平成十七年政令第二百九十八号) 第四条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令(平成十九年政令第七十八号) 第三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百三十四号) 第二条第二項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第九十六号) 第二条第二項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律の経済産業省関係規定の施行に
関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）
（第四条第二項、産業競争力強化法施行令（
平成二十六年政令第十三号）第二十一条第二
項、第二十二条第二項及び第三十条第二項、
特定高度情報通信技術活用システムの開発供
給及び導入の促進に関する法律施行令（令和
二年政令第二百五十六号）第七条第二項並び
に経済施策を一体的に講ずることによる安全
保障の確保の推進に関する法律施行令（令和
四年政令第三百九十四号）第六条第二項の規
定により、法第三条の二第一項に規定する無
担保保険、法第三条の五第一項に規定する公

害防止保険（以下「公害防止保険」という。
）、法第三条の六第一項に規定するエネルギー
対策保険（以下「エネルギー対策保険」と
いう。）、法第三条の七第一項に規定する海
外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」
という。）、法第三条の八第一項に規定する
新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」と
いう。）、又は法第三条の九第一項に規定する
事業再生保険（以下「事業再生保険」とい
う。）の保険関係についての保険料率に加え
ることとされている率が加えられたことに伴
うものに限る。）を条件として、保証人の保
証を提供しないことを希望すること。

(特別小口保険の保険関係の変更)

第六条 法第三条の三第三項の規定による保険関係は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係が法第三条の五第一項に規定する債務の保証について成立している場合（信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）と公害防止保険の契約を締結している場合に限る。） 公害防止保険

二 特別小口保険の保険関係が法第三条の六第

(特別小口保険の保険関係の変更)

第六条 法第三条の三第三項の規定による保険関係は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係が法第三条の五第一項に規定する債務の保証について成立している場合（信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）と同項に規定する公害防止保険（以下「公害防止保険」という。）の契約を締結している場合に限る。） 公害防止保険

二 特別小口保険の保険関係が法第三条の六第

一項に規定する債務の保証について成立している場合（信用保証協会が公庫とエネルギー対策保険の契約を締結している場合に限る。

） エネルギー対策保険

三 特別小口保険の保険関係が法第三条の七第一項に規定する債務の保証について成立している場合（信用保証協会が公庫と海外投資関係保険の契約を締結している場合に限る。）

海外投資関係保険

四 特別小口保険の保険関係が法第三条の八第一項に規定する債務の保証について成立して

一項に規定する債務の保証について成立している場合（信用保証協会が公庫と同項に規定するエネルギー対策保険（以下「エネルギー対策保険」という。）の契約を締結している場合に限る。） エネルギー対策保険

三 特別小口保険の保険関係が法第三条の七第一項に規定する債務の保証について成立している場合（信用保証協会が公庫と同項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の契約を締結している場合に限る。） 海外投資関係保険

四 特別小口保険の保険関係が法第三条の八第一項に規定する債務の保証について成立して

いる場合（信用保証協会が公庫と新事業開拓
保険の契約を締結している場合に限る。）

新事業開拓保険

五 特別小口保険の保険関係が法第三条の九第
一項に規定する債務の保証について成立して
いる場合（信用保証協会が公庫と事業再生保
険の契約を締結している場合に限る。） 事

業再生保険

六 「略」

（新たな事業の開拓に要する費用）

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな

いる場合（信用保証協会が公庫と同項に規定
する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険
」という。）の契約を締結している場合に限
る。） 新事業開拓保険

五 特別小口保険の保険関係が法第三条の九第
一項に規定する債務の保証について成立して
いる場合（信用保証協会が公庫と同項に規定
する事業再生保険（以下「事業再生保険」と
いう。）の契約を締結している場合に限る。

） 事業再生保険

六 「略」

（新たな事業の開拓に要する費用）

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな

事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の申込日において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の

事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日（以下「申込日」という。）において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活

第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地

性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百十

商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大

八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに沖縄振興

震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七條第一項に規定する特

特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。